

報 道 資 料

令和元年9月20日
総務部法務文書課
県政情報係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第223号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第320号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和元年9月19日
- ◎ 実施機関：福祉医療部 障害福祉課
- ◎ 対象行政文書：平成28年度 特例子会社設立セミナー（第1回から第3回まで）の参加者名簿
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 個人の役職及び氏名
イ 特定子会社見学会に予算計上されたバス代、10万円で実際金額と精算処理についての書類。本当に3名でバス1台チャーターしたのか。
 - 不開示理由：ア 条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
イ 当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

行政文書の不存在について

審査請求人は、「平成28年度特例子会社設立・運営支援事業委託における「特例子会社見学会」でのバス代10万円の実際金額と精算処理についての書類として、バス代の領収書」の開示を求めているのに対し、実施機関は、開示請求時点において、当該文書を作成又は取得していないため不存在である旨主張しているため、以下検討する。

本件開示請求に係る文書は、平成28年度特例子会社設立・運営支援事業委託（以下「本件委託業務」という。）における「特例子会社見学会」でのバス代10万円の実際金額と精算処理についての書類としてのバス代の領収書である。

本件委託業務は実施機関と株式会社〇〇〇〇（以下「本件受託事業者」という。）とが締結した平成28年度特例子会社設立・運営支援事業委託契約（以下「本件契約」という。）に基づき実施されている。そこで、当審査会が本件契約を見分したところ、第4条において、本件委託業務に係る経費については、本件受託事業者が実施している他の業務と区分して経理し、その使途を明らかにした帳簿及び書類（以下「帳簿等」という。）を本件委託業務終了後5年間保管しなければならない旨規定されていた。その上で、委託契約書第9条においては、実施機関が本件受託事業者に対して本件委託業務の履行状況等の報告を求め、又は実地に調査するほか、必要な指示を行うことができる旨が規定されていた。

この点、事務局を通じて実施機関に確認したところ、実施機関は、委託料の支払に当たっては、本件契約によって提出が義務付けられている実績報告書の内容を確認しており、本件開示請求時点までの間において、委託契約書第9条に基づく委託業務の調査等を行う必要があると判断すべき特段の事情は生じておらず、したがって本件事業の履行状況等の報告を求め、又は実地に調査したこともないことから、本件受託事業者から本件対象文書を取得していないと説明している。

そして、実施機関においては、委託事業の事業実績を確認する際に、詳細な根拠資料を徴求するか否かは個別の事業毎に判断していることを考慮すると、開示請求時点において、本件対象文書を取得していないとする実施機関の説明について、特段不自然、不合理な点はない。

そうすると、本件受託事業者が保管している本件対象文書が、条例に基づく開示請求の対象となる「行政文書」に当たるか否かが問題となる。

開示請求の対象となる「行政文書」については、条例第2条第2項本文において、「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定されている。

同項の「保有」とは、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していることであると解される。

そこで、本件対象文書の当該権限について検討する。

まず、作成及び取得の状況については、本件対象文書は、本件受託事業者が本件委託業務を実施するために借り上げたバスの運営事業者が作成し、本件受託事業者が当該運営事業者から提出を受けたものであって、本件帳簿等に当たるものである。

次に、保存の状況については、本件帳簿等は、委託契約書第9条に基づく委託業務の調査等により実施機関に提出されることがあり得るものの、その規定に関わらず、本件受託事業者における勤務管理や経理事務に必要な書類として、本件受託事業者において一定期間保管されるものとするのが相当である。

そうすると、本件契約第9条の規定は、これらの書類を本件受託事業者が保有していることを前提としているものであると認められることから、委託契約書第4条において、本件帳簿等を、本件受託事業者が5年間保管しなければならない旨規定されているのは、本件受託事業者が実施機関からこれらの書類の提出を求められた際にこれに応じることができるよう、その取扱いについて一定の制限を設けたものであると解され、このことをもって、直ちに本件帳簿等の保存又は廃棄について判断する権限を実施機関が保有しているものとは認められない。

したがって、本件帳簿等の作成、保存、閲覧・提供及び廃棄等の取扱いを判断する権限は、本件受託事業者が有しているものと解するのが相当であり、これらの書類は本件受託事業者が保有しているものであると認められる。

これらのことから、本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず不存在であるとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないと判断する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成30年	7月26日		
② 決定	平成30年	8月6日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成30年	9月3日		
④ 諮問	平成30年	10月2日		
⑤ 経過	令和元年	6月26日	第231回審査会	審議
	令和元年	7月29日	第232回審査会	審議
	令和元年	8月27日	第233回審査会	審議